

事 務 連 絡

平成27年 2月19日

各都道府県・保健所設置市自動車リサイクル法主管課（室）御中

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 自 動 車 課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

関連事業者の登録・許可に関する更新事務について

日ごろから使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）の施行に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、関連事業者は、法に基づき、5 年ごとにその登録又は許可の更新を受けなければならないこととされています。また、関連事業者は、法第 81 条第 1 項から第 12 項までの規定に基づく移動報告を実施するためには、自動車リサイクルシステム（以下「JARS」という。）への登録が必要であり、法に基づく登録又は許可と同様に、5 年ごとに更新の手続きを行わなければならないこととしているところです。

しかし、従前の運用では、登録又は許可の更新を受ける際には都道府県（保健所設置市にあっては、市。以下「都道府県等」という。）に申請しなければならないのに対し、JARS への登録を更新する際には事業者自身の手続きで更新できました。

今般、一部の都道府県等において、登録又は許可の更新を受けずにその効力を失った状態で JARS の登録を更新して移動報告を行っていた関連事業者がいたことが発覚したため、平成 27 年 4 月 1 日以降、関連事業者が JARS への登録を更新しようとするときには、都道府県等がその旨を確認しなければ移動報告を行うことができなくなるよう、JARS の機能を変更しました。当該変更に伴い、都道府県等有する関連事業者の情報と JARS の登録情報が一致することが期待されます。

各都道府県等におかれては、貴管下の関連事業者に周知するとともに、遺漏のないよう運用をお願いします。JARS の変更内容及び具体的な作業方法の詳細については、別途公益財団法人自動車リサイクル促進センター情報管理センターから発送予定の「事業者の登録・許可更新マニュアル」を参照していただくようお願いします。また、登録又は許可の効力を失っているにもかかわらず

ずＪＡＲＳの登録を受けている事業者を特定した場合にあっては、ＪＡＲＳ上廃止処理を行い、当該事業者が移動報告を行うことができない状態にしてくださいようお願いします。さらに、登録又は許可を受けているにもかかわらずＪＡＲＳへの登録をしていない事業者を特定した場合にあっては、当該事業者は法に基づく移動報告を実施できないことから、速やかにＪＡＲＳに登録し、又は廃業届出を提出する等の措置を講ずる必要がある旨を注意喚起いただくようお願いいたします。

おって、平成 27 年 4 月 1 日以降、「関連事業者の登録・許可に関する更新事務について」(平成 19 年 2 月 23 日付け経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室・環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室事務連絡)及び「登録又は許可の更新をせず自動車リサイクルシステム上失効扱いとなっている関連事業者の廃止処理について」(平成 24 年 12 月 19 日経済産業省製造産業局自動車課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡)は、廃止します。

【問い合わせ先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室 担当：佐藤
TEL：03-3581-3351（内線：6833）
E-mail：NAOMI_SATO@env.go.jp